

【第6条（解釈規定）】

（解釈規定）

第六条 前三条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第十条第一項において同じ。）の規定の適用を妨げるものではない。

2 第三条の規定は、労働基準法第十八条の二の規定の適用を妨げるものではない。

1. 本条の趣旨

(1) 本法第3条に規定する公益通報をしたことを理由とする解雇の無効、第4条に規定する労働者派遣契約の解除の無効及び第5条に規定する不利益取扱いの禁止は、公益通報に共通する基本的事項を定めるものであり、原子炉等規制法第66条の4第2項等の他の個別の通報者保護規定の適用を妨げるものではない旨を本条第1項に確認的に規定するものである。

なお、個別法における通報者保護規定としては、原子炉等規制法以外に、労働条件や安全衛生などに係る法令違反に関する労働基準監督署等への申告制度（労働基準法第104条など）がある。

(2) また、第3条（解雇の無効）に定める要件に該当しない公益通報について、労働基準法第18条の2の解雇権濫用が成立する場合には、その適用を排除するものではないことを本条第2項に確認的に規定するものである。

(3) 両者の関係については、第1項が第3条ないし第5条の規定が、原子炉等規制法第66条の4第2項など通報者に対して不利益取扱いをすることを明示的に禁止している他の法令の規定の適用を妨げるものではない旨を確認的に規定するものである一方、第2項に掲げる労働基準法第18条の2は、労働者の解雇について広く一般的に制限を加えている規定であり、本法の要件に該当しない通報者の解雇が同条の規定により無効となることがありうることを確認的に規定するものである。同条は、あくまでも労働者保護のための一般規定であり、特段通報者に対する不利益取扱いを禁止する旨を限定的に規定したものではないことから第1項とは別建てで確認規定が置かれたものである。

2. 第3条（解雇の無効）と労働基準法第18条の2（解雇）との関係（第2項）

(1) 第3条の規定は、

- ① 労働者保護自体を目的とするものではなく、あくまで公益通報をした者の保護を目的とするものであること
- ② 保護される公益通報の要件を具体的かつ明確に規定していることとの関係上、

例えば、その他の事業者外部への公益通報の保護要件（第3条第3号）に該当しない事例であっても解雇に合理性や社会的相当性のない場合があることも考えられ、このような事例について、労働基準法第18条の2の解雇権濫用が成立する場合には、その適用を排除することは適当ではないことから、第3条に定める要件に該当しない公益通報について、労働基準法第18条の2は適用されないとの解釈が行われることを避ける必要がある。このため、この趣旨を確認的に本条第2項に規定するものである。

(2) なお、同様の解釈規定を置いている例として、民法第96条（詐欺・強迫の取消）と、消費者契約の場合の民法の特例を定めた消費者契約法第4条との関係について定めた同法第6条の規定がある。

(3) また、国会での法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において本法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議でも、本法の保護の対象とならない通報については、従来どおり一般法理が適用されること等を周知徹底することが求められたところである。

○他の法律の通報者保護規定例

【参考】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(昭和三十二年法律第百六十六号)

(主務大臣等に対する申告)

第六十六条の四 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣又は原子力安全委員会に申告することができる。

2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二十七 (略)

二十八 第六十六条の四第二項の規定に違反した者

二十九、三十 (略)

【参考】労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

(監督機関に対する申告)

第一百四条 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、(中略) 又は第四百四条第二項の規定に違反した者
- 二～四 (略)

【参考】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号)

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十九条の三 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、派遣労働者は、その事実を厚生労働大臣に申告することができる。

2 労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者は、前項の申告をしたことを理由として、派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十二條又は第四十九條の三第二項の規定に違反した者
- 三 (略)

○解雇権濫用法理

【参考】労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
(解雇)

第十八条の二 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公益通報者保護法案附帯決議

【参考】衆議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

1 本法の立法趣旨や各条項の解釈等について、労働者、事業者、地方公共団体等に十分周知徹底すること。

特に、本法の保護の対象とならない通報については、従来どおり一般法理が適用されるものであって、いやしくも本法の制定により反対解釈がなされてはならないとの趣旨及び本法によって通報者の保護が拡充・強化されるものであるとの趣旨を周知徹底すること。

【参考】参議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

1、本法の立法趣旨が通報者の利益の保護を拡充・強化しようとするものであること、及び本法による保護対象に含まれない通報については従来どおり一般法理が適用されるものであることを、労働者、事業者等に周知徹底すること。

【第7条（一般職の国家公務員等に対する取扱い）】

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

1. 本条の趣旨

本制度は、民間部門の労働者と公務員の共通の制度としているが、公務員は、国家公務員法等において身分保障や分限・懲戒事由が法定されていること等を踏まえて、公益通報をしたことを理由とする公務員に対する不利益な取扱いの禁止については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法等の定めるところによる旨規定するものである。

2. 公務員による「犯罪行為及び法令違反行為」について

公務員による「犯罪行為及び法令違反行為」として、以下のような事実が考えられるため、本制度は、民間部門の労働者のみならず、公務員についても対象とすることが不可欠である。

- (1) 本制度が公益通報の対象とする「通報対象事実」は、国民生活の安定及び向上に密接にかかわる法令に規定する
 - ① 犯罪行為
 - ② 規定違反に対し、主務大臣の命令等が用意されており、かつ、当該命令等に違反することが罪となる行為である場合における当該規定（途中段階に他の命令等が介在する場合も含む）に違反する事実等である。
- (2) このうち、公務員による犯罪行為としては、刑法第2編の罪を犯す場合が考えられる。具体例としては、通常の犯罪行為である業務上横領罪等のほかに、公務員であることを要件とする身分犯としての虚偽公文書作成罪等も該当する。
また、刑法のほかにも、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律など、

公務員や行政機関の職員の罪を定めた法律で国民の生活に密接に関わるものがあり、これらの法令の犯罪行為及び法令違反行為も公益通報の対象とする必要がある。

- (3) なお、規制法には「〇〇大臣は～しなければならない」というような規定が多く見られるが、不作為について罰則も用意されていないものについては、これらの規定に違反する事実は上記(1)の「犯罪行為及び法令違反行為」に当たらず、本制度の公益通報の対象とはならない。

3. 公益通報をしたことを理由とする公務員に対する不利益な取扱いの禁止について

- (1) 例えば、一般職の国家公務員は、
- ・ 国家公務員法第33条第1項の規定により、「すべて職員の内用は能力の実証に基づいて行ふ」とされていること、
 - ・ 同法第74条第1項の規定により、「すべての職員の内用、懲戒及び身分保障については、公正でなければならない」とされていること、
 - ・ 同法第75条第1項の規定により、「職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない」とされていること
 - ・ 刑事訴訟法第239条の規定により、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とされていることから、職員が公益通報をしたことを理由として免職その他不利益な処分を行うことが禁止されていると言える。さらに、国家公務員法は、第27条により、「同法の公平、平等な運用を求めていること」から、公益通報をした職員に対し、そのことを理由として「事実上の不利益な取扱い」が行われることを予定し許容するものではなく、同条に違反して不利益な取扱いを行った場合には第109条第8号に該当し、同条で罰則が課されている。

- (2) また、上記のとおり、国家公務員法において、職員に対する事実上の行為を含む「免職その他不利益な取扱い」を禁止しているにもかかわらず、国家公務員法第108条の7、国家公務員の育児休業法等に関する法律第10条など、一般職の職員が不利益な取扱いを受けない旨規定されている例が見られるが、これらの規定はいずれも一般職の国家公務員を適用対象とした法令において、国家公務員法の規定に基づきすでに担保されていることを確認的に規定しているに過ぎないものである。

- (3) こうしたことから、一般職の国家公務員については、公益通報をした職員に対して解雇その他不利益な取扱いを禁止することは現行の国家公務員法上も担保されている。この趣旨を明確化するため、本条で「公益通報をしたことを理由とする公務員に対する不利益な取扱いの禁止については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法の定めるところによる。」旨規定したものである。

(4) ただし、公務員法制においては本法に相当する公益通報の具体的要件等が明確に規定されているわけではないことから、任命権者等に本法に規定する公益通報であれば免職その他不利益取扱いがなされないよう公務員法制を適用すべきことを明確に義務付けるものである。

(5) なお、単に「一般職の国家公務員等の任命権者は」とせず、「一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は」とするのは、公益通報をしたことを理由として公務員に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者だけでなく給与決定権者なども考えられることから、任命権者以外の不利益を及ぼし得る者も含む趣旨であり、不利益を及ぼし得る者の例示として任命権者を挙げるものである。

4. 公務員の公益通報と守秘義務との関係

(1) 国家公務員法第100条の守秘義務の対象となる「秘密」とは、単に形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきとされているところである（昭和52年12月19日最高裁判決）。

(2) 本法における公益通報の対象は「犯罪行為」や「法令違反行為」という反社会性が明白な行為であり、秘密として保護するに値しないと考えられることから、通常、これらの事実について法案に定める要件に該当する公益通報をしても、守秘義務違反を問われることはないと考えられる。

(3) なお、公益通報に当たって、第三者の個人情報や営業秘密、国の安全にかかわる情報など、他人の正当な利益や公共の利益に当たる「保護に値する秘密」を併せて漏らした場合には、守秘義務違反に問われる場合が考えられる。

5. 公務員の公益通報と刑事訴訟法の告発義務との関係

本法が定める「公益通報」と刑事訴訟法が定める「告発」とでは、

- ① 刑事訴訟法の告発が処罰を求める意思表示であるのに対し、本法の公益通報は処罰を求める意思表示は必要としないこと
- ② 刑事訴訟法の告発先が検察官や司法警察員であるのに対し、本法の通報先には「権限を有する各省庁」や「報道機関などの行政外部の者」を含むことなど、その目的や要件を異にしており、本法は公務員の刑事訴訟法上の告発義務に何ら変更を加えるものではない。

○国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型の消費者政策の在り方について」

(平成 15 年 5 月 28 日)

第 4 章 消費者政策の実効性確保
第 4 節 公益通報者保護制度の整備
3. 通報者の保護

(2) 通報者の範囲

- ② 公務員についても、民間部門の労働者と同様に通報者が保護される必要がある。公務員は、身分保障や分限・懲戒事由が法定されていること、犯罪についての告発義務が課されていること等から、公務員が、公益のためにその認知した法令違反行為を適宜の方法で通報しても、そのことを理由として不利益な取扱いを受けることは現行法上も許容されるものではない。この趣旨を明確にし、十分な周知を図るとともに、通報を受ける窓口の明確化等により、迅速かつ適切に通報に対処していく必要がある。

○公務員の告発義務

【参考】 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

○公務員に対する身分保障等を定めた規定

【参考】 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

（平等取扱の原則）

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（任免の根本基準）

第三十三条 すべて職員の任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

- 2 人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるもののいずれとするかを適宜決定する。
3 職員の免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。
4 前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

- 2 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

- 2 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところに

より、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 (略)

【参考】裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。（中略）

- 一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十三条第二項、第六十四条第二項、第六十七条、第七十二条第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第一百三十九条第九項及び第一百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）
- 二～九 (略)

【参考】国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

第九条 国会職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

【参考】自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

【参考】地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

(平等取扱の原則)

第十三条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、

信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

(分限及び懲戒の基準)

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されること
がない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3、4 (略)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

○公務員に対する「不利益取扱いの禁止」を定めた規定

【参考】国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

(不利益取扱いの禁止)

第八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

【参考】国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）

(不利益取扱いの禁止)

第十条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

【参考】国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一号）

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一～三 (略)

四 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないうち配慮すること。

五 (略)

○最高裁昭和 52 年 12 月 19 日決定 (徴税トラの巻事件判決)

「国家公務員法 100 条 1 項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいふと解すべき」

○刑法第 2 編の罪のうち、公務員という身分があつてはじめて犯罪の成立が認められる罪

【参考】刑法 (明治四十年法律第四十五号)

(定義)

第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。

(詔書偽造等)

第一百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 御璽若しくは国璽を押し又は御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする。

(公文書偽造等)

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公務員職権濫用)

第九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその

職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第九十六条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第九十七条の二 公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あっせん収賄)

第九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

○刑法以外の法律の罪で公務員が対象となるものの例

【参考】行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

第六章 罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第

三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

【参考】水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）

（事業の認可及び経営主体）

第六条 水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

（衛生上の措置）

第二十二条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2（略）

第七章 罰則

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第二十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三（略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

五 第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六～八（略）

※ この他にも、

- ・ 日本郵政公社の職員が郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に違反する場合
- ・ 公務員である医師、歯科医師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士がそれぞれ医師法（昭和 23 年法律第 201 号）、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）に違反する場合
- ・ 国の開設する病院、診療所及び助産所が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に違反する場合
- ・ ガス事業を営む地方公共団体がガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に違反する場合
- ・ 鉄道事業を經營する地方公共団体が鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に違反する場合

などが考えられる。

【第8条（他人の正当な利益等の尊重）】

（他人の正当な利益等の尊重）

第八条 第三条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

1. 本条の趣旨

本条は、第3条各号に定める公益通報をする労働者は他人の正当な利益等を尊重するよう努力義務を規定するものである。

2. 他人の正当な利益等を尊重するよう努力義務を規定する理由等

(1) 本法が定める「公益通報」は、国民の生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令に違反する犯罪行為や法令違反行為を通報するものであり、国民生活の安全や安心などの公益に資するものである。

(2) しかし、公益通報に際して、例えば、

- ① 病院における患者の氏名や病歴など、第三者の個人情報
- ② 犯罪行為や法令違反行為とは関連しない事業者の営業秘密
- ③ 国の安全にかかわる情報

などが併せて通報された場合には、他人の正当な利益や公共の利益が害されることとなる。

(3) このため、本制度の保護の対象となる第3条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を侵害することのないように努めるべきことを確認的に規定するものである。

(4) 本法第3条から第5条まで及び第7条の規定は、公益通報をしたことを理由とする労働者の解雇等の不利益取扱いを禁止するための規定であり、公益通報をしたことにより権利利益の侵害が生じた場合等における民事又は刑事の責任は、民法又は刑法の一般原則により判断されることとなる。したがって、公益通報により他人の正当な利益又は公共の利益を害した場合、公益通報をした労働者は、民事又は刑事の責任を免れない場合がある。

(5) なお、真実相当性（通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由）のないまま、軽率に報道機関その他事業者外部の者に通報した場合には、その内容や通報先の対処の仕方によっては名指しされた事業

者やその従業員、取引先等に回復しがたい信用ダメージを与える可能性もある。事業者外部への通報においては、公益通報をする労働者のみならず、公益通報先となる者も常に公益通報者から伝達された事実の真びょう性を誠実に吟味することによって、有益な公益通報が適切になされる社会が形成されることが期待されるところである。

(6) なお、国会での法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において本法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議でも、本条の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう十分留意することが求められたところである。

○公益通報者保護法案附帯決議

【参考】衆議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

4 他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。

【参考】参議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

2、他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。

【第9条（是正措置等の通知）】

（是正措置等の通知）

第九条 書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

1. 本条の趣旨

本条は、公益通報者が公益通報をした場合における事業者の是正措置状況の当該公益通報者への通知に関する努力義務を規定するものである。

2. 事業者による公益通報者への通知に関する努力義務を規定する理由

- (1) 事業者に公益通報者から公益通報がされた場合に、事業者が行う対応としては、
- ① 必要に応じた当該公益通報に係る犯罪行為等に関する調査の実施
 - ② 当該公益通報に係る犯罪行為等が事実であった場合の是正等の措置等が考えられる。
- (2) このうち①に関しては、第3条第3号ニにおいて、真実相当性のある通報について労務提供先等（同条第1号）に公益通報をしてから「二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合」には行政機関以外のその他の事業者外部への通報を保護の対象としており、これにより、事業者が調査の実施について通報者へ通知するインセンティブが働くと考えられる。
- (3) しかし、公益通報により事業者が実際に是正等の措置をとったかどうかについては、公益通報者が知る事ができない場合が生ずると考えられ、このような状況は、事業者自身による是正等の措置を期待して、誠実な通報をした公益通報者の行為とバランスを失するものと考えられる。
このため、公益通報をされた事業者の努力義務として、公益通報者への是正措置状況の通知を規定するものである。
- (4) 本条は努力義務規定であり、事業者に通知を義務付けているわけではない。通知を法的義務とすることについては、
- ① 例えば、従業員の犯罪行為について通報があった場合に、事業者は、捜査機関等の行政機関と異なって強制的な調査権限を有していないことから、可能な限りの調査を行っても通報事実が把握できないような場合
 - ② 例えば、小規模な任意団体の場合に、事業者内部への通報があっても内部調査を行う体制が整備されておらず、内部では通報事実が把握できないよう

な場合

など、結果として通報者に是正措置等の通知を行うことができない場合も想定されることから、義務とすることは適当でないと判断されたものである。

- (5) 本条は、事業者が公益通報に対し是正等の措置をとらなかったことを理由として公益通報者に行政機関やその他の事業者外部への公益通報を認める趣旨ではないが、第3条第2号又は第3号の要件に該当する場合には、それぞれ行政機関、その他の事業者外部への公益通報を保護の対象としており、行政機関やその他の事業者外部への公益通報が可能である。

また、本条の通知を行うことで、公益通報者は当該公益通報に対する事業者の対応を把握することが可能となり、事業者が是正等の措置をとっているにもかかわらずそれを知らなかったために更に行政機関等に公益通報をするなどの不必要な通報を回避するといった効果も得られるものと考えられる。

- (6) なお、国会での法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において本法に対する附帯決議が行われ、いずれの決議でも、本条の規定に基づく事業者の通知及び事業者による公益通報者の個人情報の保護について指摘があったところであり、各ガイドラインにおいて、通報の処理に当たっては通報者の秘密を守る旨が定められている。

○公益通報者保護法案附帯決議

【参考】衆議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

- 2 公益通報を受けた事業者及び行政機関は、公益通報者の個人情報を漏らすことがあってはならないこと。
- 3 公益通報をされた事業者の是正措置等の通知が公益通報者に対し確実になされるよう、事業者に対する指導等を行うこと。

【参考】参議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

- 3、公益通報者の氏名等個人情報の漏れいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。
- 4、事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

【第10条（行政機関がとるべき措置）】

（行政機関がとるべき措置）

第十条 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の公益通報が第二条第三項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところによる。

1. 本条の趣旨

本条は、公益通報がされた場合の行政機関の対応について、必要な調査を行い、法令に基づく措置等をとる義務を規定するものである。

2. 行政機関の対応義務について（第1項）

- (1) 本法では、公益通報に対する事業者の適切な対応義務については、第9条を除き直接の規定を置いていないが、第3条第3号イからホのいずれかに該当する場合には行政機関以外のその他の事業者外部への公益通報が保護される仕組みとすることにより、事業者が内部で公益通報を適切に取り扱う体制の整備が促され、これにより通報対象事実の是正が図られることを期待している。
- (2) これに対し、行政機関については、公益通報への適切な対応に関するこのようなインセンティブが働く仕組みとはなっていないことを踏まえ、行政機関に対し、公益通報者からの公益通報に対し適当な措置をとることを義務付け、公益通報者による公益通報を端緒として行政機関による監視・是正機能の一層の発揮を期することとするものである。
- (3) 本条に定める「必要な調査」「法令に基づく措置その他適当な措置」については、本条によって、行政機関に対し新たな調査・措置権限を付与するものではなく、行政機関は、既存の権限に基づき調査を行ったり、措置をとることとなる。なお、他の法令にある本条類似の規定と同様、調査が必要かどうかや措置が適当かどうかについては、当該調査・措置権限を有する行政機関の裁量が認められる。通報者は、調査や措置を受ける当事者ではないから、行政機関に対し、本条を根拠として行政不服審査の申立てをすることはできない。
- (4) 第9条で、事業者の是正措置等の通報者への通知を規定しているのと同様、行政機関も調査や措置の内容を通報者に通知するよう規定することについては、本法の「行政機関」は捜査機関も対象としており、このような機関も含めて、本法で義務付けを行うことは適当ではないと考えられる。
なお、国会での法案審議の際、衆・参双方の内閣委員会において本法に対する

附帯決議が行われ、いずれの決議でも行政機関による公益通報者への通知が求められたところであり、「国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）」において、各行政機関が、調査結果や措置の内容を通報者に通知するよう努めることが規定されている。

- (5) 行政機関に通報した者の氏名など個人情報を当該行政機関が保護すべきことについては、行政機関情報公開法や行政機関個人情報保護法、公務員の守秘義務を定めた国家公務員法等の趣旨からしても当然のことであり、本法では特段の定めを置いていない。

なお、上記の両附帯決議において、行政機関による公益通報者の個人情報の保護が求められたところであり、上記ガイドラインにも、通報者の個人情報の適正な取扱いを確保するための規定が置かれている。

3. 犯罪の捜査及び公訴について（第2項）

- (1) 公益通報が第2条第3項第1号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合には、犯罪行為に対する捜査又は公訴の提起の権限を有する行政機関として検察官、検察事務官及び司法警察職員が通報先に含まれることとなる。
- (2) 検察官、検察事務官又は司法警察職員に犯罪行為の事実を内容とする公益通報がされた場合にとられる措置としては、当該犯罪の捜査や公訴が考えられるが、これらについては、一般の行政調査等と異なり、刑事訴訟法において独自の手続が定められているため、捜査及び公訴については刑事訴訟法の定めるところによる旨を第2項で明示するものである。

○行政機関による法令に基づく措置義務規定例

【参考】特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（主務大臣に対する申出）

第六十条 何人も、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

【参考】消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（主務大臣に対する申出）

第九十三条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければ

ばならない。

○行政機関の調査義務について（例：独占禁止法）

「第45条 違反事実の報告、探知 1項 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2項 前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

（中略）

必要な補充調査をして事件の審査を開始するかどうかは、公取委の裁量により決定される。」

（「条解 独占禁止法」（弘文堂））

○公益通報者保護法案附帯決議

【参考】衆議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年5月21日）

2 公益通報を受けた事業者及び行政機関は、公益通報者の個人情報を漏らすことがあってはならないこと。

3 公益通報を受けた行政機関がとるべき対応について、ガイドラインの作成等により、公益通報者に対する調査結果の通知等適切な対応を確保すること。

【参考】参議院 内閣委員会 公益通報者保護法案に対する附帯決議（平成16年6月11日）

3、公益通報者の氏名等個人情報の漏えいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。

4、事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

○行政機関の個人情報保護に関する関連法律

【参考】行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

【参考】行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（個人情報の保有の制限等）

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（安全確保の措置）

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2（略）

（従事者の義務）

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2（略）

【参考】国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

【参考】最高裁昭和52年12月19日決定（徴税トラの巻事件判決）

「国家公務員法100条1項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいふと解すべき」

○刑事訴訟法に定める義務の例

【参考】刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）

第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第九十条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第九十一条 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

2 検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これをすることができない。

2（略）

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足

りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2、3（略）

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

2（略）

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

2、3（略）

第二百四十七条 公訴は、検察官がこれを行う。

第二百四十八条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百五十九条 検察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二条 刑法第九十三条 から第九十六条まで又は破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四十五条若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四十七号）第四十二条若しくは第四十三条の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

2（略）

第二百六十四条 検察官は、第二百六十二条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

【第11条（教示）】

（教示）

第十一条 前条第一項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

1. 本条の趣旨

本条は、誤って処分等の権限を有しない行政機関に公益通報がされた場合に、当該行政機関が公益通報者に正しい行政機関を教示する義務を規定するものである。

2. 処分又は勧告等をする権限を有する行政機関の教示について

- (1) 行政機関への公益通報については、第3条第2号において、通報対象事実について「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」への公益通報を保護することとしている。
- (2) 通報対象事実について、どの行政機関が、どのような行為を行う権限を有するかは、各法令や行政機関設置法令などの規定によって定まっており、通報先となる行政機関は、これらの各法令の規定によって定まることとなる。
- (3) しかし、公益通報者が通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を正確に把握できるとは限らないことから、場合によっては、処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関へした公益通報が第3条第2号に適合しないという不都合が生じることとなる。
- (4) このため、こうした公益通報者に生ずる不都合を解消し、適切な行政機関へ公益通報がされるよう誘導することを通じて、公益通報を端緒とした行政機関による監視・是正機能が一層拡充されるよう、本号で適切な通報先となる行政機関を教示することを義務付けることとするものである。
- (5) なお、誤って処分等の権限を有しない行政機関に公益通報がされた場合には、当該行政機関が処分等の権限を有する行政機関に回付するという方式もあり得るが、権限を有する行政機関が通報者から直接通報を受け付けることが、通報後の調査、是正を円滑に行うためにも適当であると考えられることから、本条に定めるとおり、通報者に教示する方式としたものである。